CITES CoP18 附属書改正提案(2019年2月19日時)抜粋·仮訳

作成:認定NPO法人野生生物保全論研究会(JWCS)

提案番号	5
対象種	5 キリン
提案概要	条約の条項、附属書の定義および決議9.24(CoP17改訂版)の付録2に従い、キリンを附属 書 II に掲載する
提案国	チャド、セネガル、ニジェール、マリ、ケニア
生息地	2016年のIUCNのレッドリスト評価によれば、キリンはボツワナ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ民主共和国、エチオピア、ケニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ソマリア、南アフリカ、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、アンゴラ、南スーダンで現存、マリでは絶滅の可能性があり、エリトリア、ギニア、モーリタニア、ナイジェリア、セネガルでは絶滅したとされている。2017年にボン条約の附属書へのキリン掲載が提案された際には、ブルキナファソでも絶滅したとされている。キリンは、サハラ砂漠の南、アフリカ大陸の大部分に広く分布するが、人間の人口増加や乾燥の影響を受け、その生息域は著しく縮小している。アフリカ西部および中部地方では、キリンの個体群は分断し小さくなり、散らばって生息している。アフリカ西部では、もともとキリンはセネガルからチャド湖にかけて広く生息していたが、現在ではナイジェリアキリン(Giraffa camelopardalis peralta)の小さな個体群がニジェールで生息しているのみとなった。
生息数	キリンの個体数は近年激減している。キリンは1985年頃は15万~16万頭以上、また1990年代には14万頭以上いたと推定されているが、現在は97,500頭ほどと推定されている。個体数の減少の度合いは地域や亜種によって大きく異なる。2016年のIUCNのレッドリスト評価では、過去30年間または3世代にわたって継続的に個体数が36~40%減少していることをうけて、キリン評価を絶滅危惧種 I 類に変更した。
脅威	主な脅威は、生息環境の喪失、不安定な社会情勢、違法な狩猟行為(ブッシュミートを含む)、および環境の変化だとされる。地域によってはそのほか人間とキリンとの軋轢、干ばつ、政情が不安定な地域での武力紛争なども挙げられる。また生息地の消失の主な要因は人口増加による農地や宅地への土地改変や薪や木材のための森林伐採である。
利用と取引	キリンの体のしっぽ、骨、皮、たてがみなどが衣料品や土産品に、また肉は食用にされ、一部は伝統薬としても利用されるため取引される。 2016年から2018年にかけて実施されたキリン関連商品のオンライン取引の調査では、アメリカ、ベルギー、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、スペイン、イギリスなどでの取引が確認された。 アメリカの取引データによれば、2006年から2015年の間に39,516点の標本がアメリカに輸入されており、そのうちの99.7%は野生個体由来だった。またそのうちの95%ハンティングトロフィーとして持ち込まれていた。アメリカに輸出しているのは南アフリカ、ジンバブエ、ナミビアが多かった。
取引の影響	国家レベルではブッシュミート目的の密猟が近年キリンの個体数が減少している原因の一つと特定されている。国際取引については、CITESの取引データおよび国際取引の包括的なデータが存在しないため把握できていないが、アメリカとEU各国におけるキリン関連商品の取引が個体数の減少が止まらないキリンの状況をさらに悪化させる可能性は十分にある。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119_d/E-CoP18-Prop_draft-Giraffa-camelopardalis.pdf

提案番号	6
対象種	コツメカワウソ
提案概要	条約の条項、附属書の定義および決議9.24(CoP16改訂版)の付録1に従い、コツメカワウンを附属書 I から附属書 I へ移行する
提案国	インド
生息地	南アジアのインドから東へ、ラオス、マレーシア、ミャンマー、カンボジア、バングラディシュ、インドネシアなどを含む東南アジア、さらにフィリピン、中国南部まで広がる。またヒマラヤの麓のブータンとネパールにも生息する。
生息数	コツメカワウソは動物園でよくみられる種だが、野外での個体数については信頼できる推定値はない。野外の個体数は急激に減少していると推測される。中国では個体数が激減し、インドでは分布域が減少している。2015年のIUCNレッドリストの評価では、データは不足しているが、コツメカワウソの世界的な個体群は過去30年間で30%減少したと推測されており、絶滅危惧 I 類とされている。
脅威	コツメカワウソは、人間の水辺環境での開発行為:水産養殖、干拓、森林伐採による流出した土壌の堆積、農薬汚染、採掘、採石等による影響、また焼畑農業、ならびにコーヒー農園、紅茶農園やアブラヤシ農園および水田などへの農地転換による生息環境の喪失等により脅かされている。そのほか、餌生物の乱獲、湿地帯へのごみの投棄、漁師による殺傷なども影響を及ぼす。また以前から密猟は非常に重大な脅威であるが、近年大きな脅威となっているのは違法なペット取引である。気候変動もまたコツメカワウソの生息環境に大きな影響を与えると予測されている。
利用と取引	アジアのカワウソは主に、毛皮またはペットとして利用される。ペット取引ではカワウソの幼体に需要が増加しており、日本では特に需要が高い。そのほか医療目的にも用いられている。 飼育下繁殖された個体が営利目的で取引されているほか、アジアのカワウソ4種ともにペット利用、毛皮、伝統薬の材料として取引するための密猟と違法取引が拡大している。世界規模の違法取引の情報は乏しいが、1980~2018年の間に250件以上の押収があり、6,010個体のカワウソが記録された。 密輸されるカワウソの皮の目的地はそのほとんどが中国である。その多くはインド、ネパールを経由するが、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ラオスおよびタイをはじめとする東南アジアからも中国に持ち込まれる。2005年以来皮の押収は減少している。一方でペット取引は拡大しており、特にタイ、日本、マレーシア、ベトナム、およびインドネシアでオンライン取引が盛んである。
取引の影響	違法取引がコツメカワウソを直接的に脅やかしている。特にカワウソ類は毛皮での種の判別が困難で、押収される皮の中でも種が不明な皮の割合が高いことは、違法取引が現在認識されているよりもさらに重大な脅威であることを意味している。本種のペット需要の増加は新たな拡大する脅威であり、近年、生きているカワウソの押収における割合が増加していることから、ペット取引は大きな影響を与えていると思われる。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119_d/E-CoP18-Prop_draft-Aonyx-cinereusxx.pdf

提案番号	7
対象種	ビロードカワウソ
提案概要	条約の条項、附属書の定義および決議9.24(CoP16改訂版)の付録1に従い、ビロードカワウソを附属書 I から附属書 I へ移行する
提案国	インド
生息地	ネパール、インド、バングラデシュ、ブータン、中国南西部、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシアのスマトラ島、ジャワ島、ボルネオ島、およびイラク南部に分布。過去にはアジアのより広範囲に分布していたと考えられている。
生息数	ビロードカワウソの信頼度の高い個体数推定データはない。 南アジアや東南アジアで起きている激しい密猟と広範囲での生息地の減少の影響により、 個体数は減少している。最新のIUCNの評価では、過去30年で30%以上減少したと推測されており、絶滅危惧II類に指定されている。
脅威	カワウソ類の共通の脅威は、生息環境である湿地環境の人間による改変(河川の運河化、水の汲み上げ、自然湿地の排水、ダムの建設および堤防の植物除去など)である。特にアジアに生息するカワウソの主な脅威は、アジア全域での急激な人口増加である。人間活動やそれに伴う天然資源に対する圧力が増すにつれ、上記の脅威のほか、定住および農業用の自然湿地開拓、農薬による水質汚濁、エサとなるバイオマスの減少、水産養殖の影響によるマングローブの消滅、採石作業や砂の採掘などにより、保護地域外における生息地の変質が進み、ビロードカワウソの生息地が減少している。そのほか、漁業者による害獣としての駆除や毛皮の取引、気候変動等も危機要因である。
利用と取引	中国ではカワウソの毛皮がコートの裏地や帽子、チベット自治区の伝統衣装のチュバの材料とされ、中国国外から輸入されている。ペット用の生きたカワウソの取引も増加している。ベトナム、インドネシア、タイなどでも人気だが、日本で一番人気が高い。そのほか漢方薬としての体の部位の取引もある。 CITESに報告されている合法な取引は、2000年以降はすべて研究目的の標本の取引のみとなっており、上記目的の取引はすべて違法取引となる。
取引の影響	違法取引はビロードカワウソに直接的な影響を与える危機要因であり、2018年のIUCNレッドリストによれば、違法取引はビロードカワウソの主要な脅威の一つであるとされる。押収されたカワウソの毛皮の多くが種の同定がなされていないことから、ビロードカワウソの取引は現在確認されているよりも多いと推定される。また近年はペットとしての生きた個体の違法取引が増加しており、ビロードカワウソに対する主要な脅威となっている。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119 d/E-CoP18-Prop draft- Lutrogale-perspicillataxx.pdf

提案番号	12
対象種	アフリカゾウ:ボツワナ、ナミビア、南アフリカおよびジンバブエ個体群
提案概要	附属書の定義および決議9.24(CoP16改訂版)の付録1および決議9.24の付録3に従い、アフリカゾウのボツワナ、ナミビア、南アフリカおよびジンバブエ個体群を附属書Ⅱから附属書Ⅰへ移行する
提案国	ブルキナファソ、コートジボアール、ガボン、ケニア、リベリア、ニジェール、ナイジェリア、 スーダン、シリア・アラブ共和国、トーゴ
生息地	アフリカゾウの個体群はサハラ以南のアフリカ37か国に生息する。サバンナゾウは主に東アフリカ(8か国)および南部アフリカ(9か国)に見られる。マルミミゾウは、主に中部アフリカ(7か国)のコンゴ盆地に生息する。西アフリカ(13か国)にはサバンナゾウとマルミミゾウの両方が生息している。
生息数	アフリカゾウデータベースによれば、アフリカゾウ個体群が附属書 II とされる4か国のアフリカゾウの個体数は、2015年時点で4か国合計で255,851個体、それぞれボツワナが131,626個体、ナミビアが22,754個体、南アフリカが18,841個体、ジンバブエが82,630個体である。AESR(アフリカゾウ現状リポート)によれば、個体数の減少はアフリカ全土で著しいが、減少の速度は一様ではなく、地域毎に減少が非常に著しい場所がある。種別にみると、マルミジウは2002~2011年の間に約62%、サバンナゾウは2007年以来18か国で30%個体数が減少し、2010~2014年の間に至っては、年8%もの高率で減少していると推定された。地域別でみると、南部アフリカ地域全体で 2006~2015年で8.6%、数にして3万頭のゾウが減少した。特にボツワナ、ジンバブエ、モザンビークは、それぞれ、15%、10%、34%減少している。
利用と取引	アフリカ全域において、喫緊で重大な短期的脅威は、象牙取引のために行われる大量捕殺である。MIKE(ゾウ密猟監視システム)によれば、2002年以来密猟レベルは増加し、2011年に最も高いレベルに達した。2014年に発行されたPIKE(アフリカゾウの違法捕殺率)データの分析では、アフリカで2011年だけで4万頭のゾウを捕殺しており、2010~2012年の3年間で10万頭のゾウが象牙のために殺されたとした。2018年8月にCITES事務局が報告したMIKEの最新分析では、密猟レベルは依然、全体的に持続不可能なレベルであり、特に西部、中部、南部で高い、としている。長期的脅威としては、人間とゾウの軋轢や気候変動の影響に関連して、人間がゾウの生息領域まで生活域を拡大したことによる生息域の喪失と変化がある。中部アフリカの森林では、森林伐採や道路建設などの影響が、深刻な長期的かつ継続的な脅威となっている。
取引	アフリカゾウが附属書 II に指定されている国々では、過去に2度、「一回限りの象牙取引」が許可されたほかは象牙の取引は原則禁止となっているが、ナミビアとジンバブエでは宝飾品とお守り、非営利目的の彫刻などの継続的な取引が認められている。これらの取引については象牙製品の輸出と輸入の数量が大幅にずれていることが問題となっている。ETIS(ゾウ取引情報システム)の押収データによれば、押収量は2009年と2013年に劇的に増加し、最新のデータとなる2017年にも違法取引と押収量は高いレベルで維持されている。象牙はアフリカからヨーロッパ(スペイン)、北アジア(トルコ)、南アジア(スリランカ)、南東アジア(香港、インドネシア、マレーシア、ベトナム)などを中継して中国とタイに密輸されていることがわかっている。
取引の影響	ゾウの密猟は、2008年の2度目の「一回限りの象牙取引」の後に最も劇的に増加している。一回限りの象牙取引や宝飾品や彫刻の特例を認めていることは、象牙取引が合法化された、あるいはこれから合法化されるだろうという誤った印象を消費者に与える。これらの特例は、違法に取得された象牙が消費者にたどり着くもう一つの抜け穴である。アジアの経済成長によって象牙の需要が増加し、価格が高騰したことも密猟のインセンティブとなっている。米国と中国は象牙の輸出入をほぼ全面禁止する施策を制定しており、EUも生牙の再輸出を禁止した。一方日本の市場は開放的であり、トラフィックは最近「世界で最大規模の市場」だとした。活発な彫刻産業と主要な規制の抜け穴があるため、製造業者が未登録の象牙を販売することができ、中国へ大量に密輸している。日本は最近象牙管理システムを強化したが、改正された国内規制の枠組みにも重大な抜け穴が残っており、トラフィックは「日本国内の象牙市場が違法取引に貢献していることを示唆する憂慮すべき証拠」を挙げ、「市場閉鎖に向けた立法、規定および施行措置」を提言した。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119_d/E-CoP18-Prop_draft- Loxodonta-africana-uplisting.pdf

提案番号	28
対象種	トッケイヤモリ
提案概要	条約の条項、附属書の定義および決議9.24(CoP16改訂版)の付録2に従い、トッケイヤモリを附属書Ⅱに掲載する
提案国	EU、インド、フィリピン
生息地	トッケイヤモリは、バングラデシュ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムなど、東南アジアに広く分布している。アメリカ合衆国、小アンティル諸島、マダガスカル、ベリーズにも移入種が分布する。
生息数	トッケイヤモリの個体数はほとんどわかっておらず、IUCNも評価を行っていない。分布域が広く、比較的繁殖力が高く、人間が改変した環境でも繁殖できることなどから、普通にみられる種とする研究もある。個体数は地域によって異なり、稀であるとされる地域もある。バングラデシュ、フィリピン、インドネシア、タイ、ミャンマー、ベトナムでは個体数の減少が報告されている。特に中国では個体数が激減しているとされる。
脅威	漢方薬としての取引を目的とした狩猟や採取が、トッケイヤモリの主要な脅威である。 乱獲は、インドネシア、タイ、中国、ミャンマーにおける個体数の減少の要因であると考えられている。 さらに中国やバングラデシュでは、違法伐採等による生息地の破壊がこの種の減少の要因の一つであることが示された。
利用と取引	トッケイヤモリは主に医療目的で利用され、ベトナムと中国での利用が多い。特に中国では漢方薬としての利用が数百年を超える。国際取引量は非常に多いとされ、医療用のトッケイヤモリの大多数はタイおよびインドネシアのジャワ島由来であると考えられているが、ラオス、ミャンマー、半島マレーシア、コロンビア、フィリピンも重要な輸出国として注目すべきである。ペットとして売買されるトッケイヤモリの多くはベトナムとインドネシアのジャワ島由来で、2013年には主にEUやアメリカ合衆国に輸出されたと報告されている。一方、特に台湾とマレーシアでもペット取引が行われている。
取引の影響	中国、タイ、インドネシア、バングラデシュ、ミャンマー、フィリピンではトッケイヤモリの個体数減少の報告があり、トッケイヤモリの取引は野生集団を脅かす可能性があると思われる。またトッケイヤモリの取引は、トッケイヤモリの採取や輸入ができない国々で「偽ヤモリ」として売買されているアガマ科のトカゲの取引に影響を与えるとの説もある。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119_d/E-CoP18-Prop_draft- Gekko-gecko.pdf

提案番号	30
対象種	ヒメササクレヤモリ
提案概要	条約の条項、附属書の定義および決議9.24(CoP17改訂版)の付録2に従い、ヒメササクレヤモリを附属書 II に掲載する
提案国	マダガスカル、EU
生息地	ヒメササクレヤモリはマダガスカル南部および南西部、南東部地域の固有種である。
生息数	ヒメササクレヤモリの個体数に関する情報は確認されていない。 特定の生息地における個体数調査等の既存の研究では生息数は稀であると評価されている。2011年のIUCNレッドリストでは、生息地の分散化が激しいこと、また生息地の減少および環境の悪化が続いていることを根拠に、絶滅危惧 I 類に指定された。
脅威	ヒメササクレヤモリの生息地は原生林に限られており、木炭用の森林伐採や焼き畑農業 用地の開墾により危機に瀕している。
利用と取引	2013年から2017年の5年間で輸出された個体数は6392体で、2015年からは国際的取引が増加したことにより、毎年1000体以上が輸出されている。輸出先として報告されているのは(アルファベット順)、カナダ、チェコ共和国、フランス、ドイツ、香港、ハンガリー、日本、マレーシア、オランダ、ロシア連邦、スペイン、台湾、アメリカである。 EUのオンライン取引のサイトでは、一体30ユーロ前後の値段がつけられている。
取引の影響	マダガスカル南西部にあるブラランダは、取引のため多くのは虫類が捕獲されている地域で、地元のガイドとハンターの話を元にするとヒメササクレヤモリはおそらく年間1000体以上が捕獲されており、このままでは種の生存を危うくする可能性があると考えられている。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119_d/E-CoP18-Prop_draft- Paroedura-androyensis.pdf

提案番号	34
対象種	カンボジアモエギハコガメ
提案概要	附属書の定義および決議9.24(CoP17改訂版)の付録1に従い、カンボジアモエギハコガメを 附属書Ⅱから附属書Ⅰへ移行する
提案国	ベトナム
生息地	ベトナム固有種。中でもランビアン高原東側の丘陵地にのみ生息。
生息数	カンボジアモエギハコガメの個体数は非常に少ないと考えられている。Ly他が実施した個体数調査では、60人・時間あるいは45狩猟犬・時間に1匹しか見つからないと推測された。2009年から2012年にカンボジアモエギハコガメとラオスモエギハコガメに対して実施された生息地調査では、ハンターたちへのインタビューで7~15年ほど前は普通に見られたが、現在は見つけるのがますます難しくなったとされている。
脅威	最大の脅威は取引のための捕獲である。カンボジアモエギハコガメは国際的なペット取引やアジアでの食材としての取引において需要が高い。採集圧はカンボジアモエギハコガメの個体数が減少しているにもかかわらず経済的な価値が上がってきていることもあって維持されている。 生息地の喪失および劣化も重要ではあるが、一部の地域での脅威となっている。
利用と取引	以前は国内で食用とされていたが、現在は経済的な価値が高くなったため、捕獲はほとんど販売目的となり、食用の利用は減少している。甲羅は装飾品や漢方薬として国際的に取引される。カンボジアモエギハコガメが種としてみなされるようになったのが2013年であるため、本種の過去の取引データはほとんどなく、モエギハコガメの取引の一部に含まれていると考えられる。ネット取引の状況を見ると、時々本種の飼育繁殖個体の販売情報が見つかる。過去の市場調査ではモエギハコガメが大量に違法取引されていることがわかっているが、その中にカンボジアモエギハコガメの標本があったという記録はない。しかし本種とモエギハコガメの判別は非常に困難であるため、実態は不明である。
取引の影響	寿命が長く、成熟までに時間がかかり、年間の産卵数が限られ、幼体の死亡率も高いため、過剰捕獲の影響を非常に受けやすく、特に捕獲対象が成体である場合に影響が大きいことが分かっている。 カメの飼育個体を販売するカメ飼育業者が市場での需要を一定規模保持しているため、野外からの捕獲個体の最初の買い手となっていると考えられ、価格の高騰により採集圧がさらに高まっている。 カンボジアモエギハコガメは生息地が限られていることから、国際取引による危機は今までになく高まっていると考えられる。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119_d/E-CoP18-Prop_draft-Cuora-picturata.pdf

提案番号	41
対象種	ミナミイボイモリ属全種
提案概要	決議9.24(CoP17改訂版)に従い、ミナミイボイモリ属全種を附属書Ⅱに掲載する
提案国	中国、EU、ベトナム
生息地	ネパール、インド、ブータン、ミャンマー、ラオス、ベトナムおよび中国の山岳地帯
生息数	既存研究では成熟個体が発見しやすい繁殖期に調査したものがほとんどで、調査対象種の個体数は少ないことがわかっている。 ミナミイボリ属のほとんどの種は分布域が狭く、生息地は減少しており、通常医薬品への利用や取引を目的に採集されるため個体数は減少しており、今後も続くだろうと予想される。 IUCNレッドリストで評価されている13種のうち11種が個体数が減少しているとされる一方で、残りの2種 Tylototriton. notialis および T. verrucosus は個体数の動向は不明である。
脅威	ミナミイボイモリ属の主要な脅威は生息地の喪失および特に繁殖地周辺での環境悪化である。生息地の喪失を引き起こす主な要因は、土地利用の変化、自然保護区における搾取、開発、植林、外来種、環境汚染、気候変動および干ばつ等の厳しい気候条件などである。 もう一つの大きな脅威としては、食糧や伝統医薬品、国際的なペット売買、釣り餌等に用いるための過剰な採集である。ミナミイボイモリ属の種は繁殖期に成体が集団となり発見されやすくなるため、採集には非常に脆弱である。
利用と取引	ミナミイボリ属の多くの種が製薬の材料としてまたはペットとして利用されていることが確認されている。1960~1980年代のミナミイボリ属の国際取引の記録では、大量の個体がヨーロッパに輸出されており、医療用またはその他の実験動物として利用されていた。近年はアジア産イモリのペット取引は世界中で行われている。取引全体のほんの一部でしかないが、CITESの取引データベスによれば、2010年から2015年の間に合計1,737個体が取り引きされている。中国が輸出総量の72%を占める主要な輸出国であり、次いで香港が27%と続く。ドイツは主要な輸出先で、記録されている取引の82%を占める。ベトナムや日本、韓国は輸出国や中継地となっている。
取引の影響	分布域が狭さ、生息地の減少、個体群の縮小、包括的な飼育個体群維持の取り組みや適切な生息地保護策の欠如等により、ミナミイボリ属の種は取引目的の採集にとりわけ脆弱である。特に希少種は国際的なペット取引で価格が上昇しており、絶滅を早める可能性がある。 もう一つの脅威は本種の取引による病原体の移入の可能性である。ヨーロッパにおけるファイアサラマンダーの大量死をもたらした深刻な病気の原因となったイモリツボカビ菌は、アジア産のイモリ取引を通じてヨーロッパに入ってきたと考えられている。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119 d/E-CoP18-Prop draft- Tylototriton-spp.pdf

提案番号	42
対象種	アオザメ、バケアオザメ
提案概要	条約の条項、附属書の定義および決議9.24(CoP17改訂版)の付録2に従い、アオザメおよびバケアオザメを附属書 II に掲載する
提案国	バングラディシュ、ベニン、ブータン、ブラジル、ブルキナファソ、カーボベルデ、チャド、コートジボワール、ドミニカ共和国、エジプト、EU、ガボン、ガンビア、ヨルダン、レバノン、リベリア、モルディブ、マリ、メキシコ、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パラオ、サモア、セネガル、スリランカ、スーダン、トーゴ
生息地	アオザメは、北緯50度(北大西洋では北緯60度)から南緯50度の間の温帯~熱帯海域に分布する。
生息数	アオザメは種全体としては個体数は減少傾向にあるが、以下の通り海域により個体数の増減の傾向は異なる。 ・北大西洋:世界全体の14.5%が生息。乱獲等により今後10年のうちに60%減少する。 ・南太平洋:世界全体の12%が生息。乱獲等の危機があるがデータ不足により個体数の増減傾向は不明。 ・地中海:世界全体の1.1%が生息。歴史的にすでに96%以上減少してしまっているため、近年および今後の増減傾向は評価できず。 ・インド洋:世界全体の17.9%が生息。10年以上前までにすでに26%減少。今後10年で41.6%減少すると予測されている。 ・南太平洋:世界全体の22%が生息。情報不足により個体数の増減傾向は不明。 ・北太平洋:世界全体の32.5%が生息。歴史的には16.4%減少しているが近年はわずかにだが個体数は増加の傾向にある。
脅威	最大の脅威は漁業、特に太平洋での遠洋はえ縄漁業である。アオザメは肉とヒレが高価であるため漁獲対象種とされ、またいくつかの国ではスポーツフィッシングの対象ともされている。 また、アオザメの生息環境を考慮すれば、アオザメの生息地が気候変動の結果による海水温の上昇に影響される可能性がある。
利用と取引	アオザメはFAO(国連食糧農業機関)によれば、2004~2009年と2010~2016年で比較すると、全水揚げ高が69%増加している。 アオザメの肉は各国で国内取引・国際取引が行われている。特にヨーロッパと北米、日本で価値が高い。 ヒレはフカヒレとして世界的に大量に取引されており、アオザメのヒレはフカヒレの中でもかなり取引の多い種である。バケアオザメのヒレとは見分けがつかないため、アオザメとして取引されていると思われる。 そのほか肝油、皮、顎と歯なども一部利用され、取引されている。 加えて、ダイビングやスポーツフィッシングの対象としての観光利用が行われる場所もある。
取引の影響	肉とヒレに対する国際的な需要がアオザメの乱獲の主要な原因である。 食物連鎖の頂点にあるアオザメの個体数の減少は、海洋生態系に大きな影響を与えると 思われる。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/060319/E-CoP18-Prop-42.pdf

提案番号	43
対象種	Glaucostegus属全種(板鰓亜綱-Rhinopristiformes目-Glaucostegidae科)
提案概要	条約の条項、附属書の定義および決議9.24(CoP17改訂版)の付録2に従い、Glaucostegus cemiculus (ブラックチンギターフィッシュ)および G. granulatus (シャープノーズギターフィッシュ)、この2種以外のGlaucostegus 属全種を附属書 II に掲載する
提案国	セネガル、バングラディシュ、ベニン、ブータン、ブルキナファソ、カーボベルデ、チャド、コモロ、コートジボワール、ドミニカ共和国、ガボン、ガンビア、リベリア、モルディブ、マリ、モーリタニア、モナコ、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パラオ、シエラレオネ、スリランカ、トーゴ
生息地	ブラックチンギターフィッシュは、ポルトガル南部からアンゴラまでの亜熱帯沿岸域の潮間帯から水深80~100mに生息する。 シャープノーズギターフィッシュは、ペルシャ湾からアンダマン海までのユーラシア大陸とスリランカ島の沿岸域の、浅海域から大陸棚中部、水深120m程までの間に生息する。
生息数	ブラックチンギターフィッシュ、シャープノーズギターフィッシュおよび Glaucostegus 属の全種において世界全体での個体数は不明である。 両種ともに過去3世代で最大80%と、個体数が激減している。 近縁種であるノコギリエイ科5種の同様の個体数減少傾向からも多くのことがわかる。個体群の管理を試みる世界戦略が始まる3世代ほど前に、ノコギリエイ類の個体群の低下が顕著であると記録されていたが、残念なことに行動を起こすのが遅すぎた。現在では多くの個体群の復活はほぼ不可能とされている。
脅威	ブラックチンギターフィッシュおよびシャープノーズギターフィッシュにとっての最大の脅威は、管理と規制がなされていない漁業と取引である。生息地全体で漁業対象種として漁獲される影響を受けている。 両種はヒレが高価であるため、アフリカ西部海域、インド洋北部および南アジア海域で漁獲対象種とされる。 沿岸開発の進行および大きなヒレへの需要がますます増加することにより、個体群の減少が加速する可能性がある。
利用と取引	両種は主にヒレが取引されるが、地域により肉も取引される。ヒレはアジアやヨーロッパの市場へ輸出される。FAOはサカタザメ科の魚類が2014年に世界で5,000t陸揚げされたと報告しているが、板鰓亜綱類における過少報告や誤認はよくあり、全世界の陸揚げ量が低く見積もられている可能性が高い。 Glaucostegus 属魚類はほとんど管理されていないため、ほぼ全ての取引は合法取引とされている。海洋保護区内やサメ禁漁区内で捕獲された場合、またはサメのフィニングが禁止されている場所でフィニングを行ったものが取引される場合にのみ違法取引とされる。 Glaucostegus 属を含むGlaucostegidae 科魚類からはWhite finと呼ばれる、国際取引で最高値がつくヒレが取れる。最も取り扱われるのはGlaucostegidae 科魚類の第1背びれと第2背びれおよび尾びれで、これらは1個体からとられたものをまとめて取引されることが多い。
取引の影響	Glaucostegidae科魚類のヒレに対する国際的な需要は、Glaucostegidae科魚類の生息地全体で、漁獲対象種としての持続不可能な量の漁獲をもたらし、深刻な資源の減少に拍車をかけている。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119_d/E-CoP18-Prop_draft- Glaucostegus-spp.pdf

提案番号	44
対象種	シノノメサカタザメ科全種
提案概要	条約の条項、附属書の定義およびCoP16の決議9.24の付録2に従い、Rhynchobatus australiae(トンガリサカタザメ属の1種)およびR. djiddensis(トンガリサカタザメ属の1種)、この2種以外のシノノメサカタザメ科全種およびシノノメサカタザメ科に含まれると推測されるすべての種を附属書 IIに掲載する
提案国	スリランカ、バングラディシュ、ベニン、ブータン、ブルキナファソ、カーボベルデ、チャド、コートジボワール、エジプト、エチオピア、EUおよびEU加盟国、フィジー、ガンビア、インド、ヨルダン、ケニア、レバノン、リベリア、モルディブ、モーリタニア、メキシコ、モナコ、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パラオ、フィリピン、セイシェル、トーゴ
生息地	R. djiddensis はインド洋西部、南アフリカからオマーンに分布する。R. australiae はR. djiddensis と分布が重なる部分もあるが、南アジア、東南アジア、オセアニアにまで分布が広がる。
生息数	シノノメサカタザメ科の全種において正確な個体数を把握できる利用可能なデータはない。 データは不足しているが、混獲および漁獲対象種として漁獲され、またその生息地が最も 漁業が盛んな沿岸域であるため、個体数は激減していると推測される。
脅威	主要な脅威は、これらの種の生息域で広く行われる持続不可能な形での無規制漁業である。国際取引で両種のヒレが非常に高価であるため、零細漁業と商業的漁業の両方で、混獲または漁獲対象種として漁獲されている。これらの種の生息域が漁業が盛んな地域と重なっており、様々な漁具により捕獲される特性を持つため、特に脆弱である。生息地が沿岸域であるため、人間の沿岸域での活動の影響による生息地の喪失・劣化の影響も受けやすい。
利用と取引	ヒレが国際市場で非常に高価であり、需要が高い。シノノメサカタザメ科の種のヒレは、売り出し価格が標本一体当たり680米ドル(約75,000円)だった一方で、国際取引の中心地である香港や中国では1kg当たり964USドル(10万円以上)で販売されていたとの報告がある。これはフカヒレの中でも最高額の記録である。フカヒレの国際取引の中心地である香港でフカヒレとされているものには、シノノメサカタザメ科の多数の種が含まれていることが最近の研究で明らかになった。フカヒレ以外の部分の取引の需要は潜在的に小さい。肉は産地で消費され、輸出されることもある。 頭部の軟骨が高級料理に使われたり、背びれのトゲを装身具に利用するなどの例も稀にみられる。
取引の影響	国際的なフカヒレ市場の需要が、R. australiaeおよびR. djiddensisの持続不可能なほどの大量死を引き起こす圧力となっている。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119_d/E-CoP18-Prop_draft-Rhinidae-spp.pdf

提案番号	45
対象種	Holothuria (Microthele) fuscogilva (クロナマコ属の1種、以下同じ)、H. nobilis、H.
	whitmaei
提案概要	条約の条項、附属書の定義および決議9.24(CoP17改訂版)の付録2に従い、 <i>H. fuscogilva、H. nobilis</i> および <i>H. whitmaei</i> を附属書Iに掲載する
提案国	EU、ケニア
生息地	teatfish(クロナマコ属のMicrothele(イシナマコ)亜属に含まれる本提案対象3種のこと)は熱帯地方に生息し、東アフリカ沿岸部からポリネシアまでの、インド洋及び太平洋の岩礁生態系にのみ分布する。 3種はそれぞれ分布が異なり、H. fuscogilva は紅海、インド洋、太平洋に、H. nobilis はインド洋と紅海に、H. whitmaei は太平洋に分布する。
生息数	各種の個体数を調査した論文によれば、H. nobilisの個体数密度は0.12~10個体/1ha、H. fuscogilvaの個体数密度は40個体/1ha以下、H. whitmaeiの個体数密度は12個体/1ha以下、とされている。全体として、teatfishの個体数は生息域となっているほどんどの国々で60~80%以上個体数が減少した枯渇状態にあるかまたは過剰搾取されている。2013年のIUCNレッドリスト評価では、3種ともに個体数が減少しているとされた。それぞれの種についてみると、H. nobilis は漁獲量データ等から分布区域の80%以上で少なくとも60~70%減少していると推計される。H. whitmaei はサイパン、トンガ、パプアニューギニア、トレス海峡、フィリピン、インドネシア等では過剰採取により資源が枯渇状態にあり、マーシャル諸島、クック諸島、ソロモン諸島などでは個体数が少ない。H. fuscogilvaは東南アジアおよび南太平洋の一部(分布区域の約30%)で資源が枯渇しており、南アフリカ(分布区域の40%)では主に過剰搾取されていると考えられる。
脅威	主な脅威は乾燥ナマコの需要を満たし、国際市場に高級食材を供給するために行われる 乱獲である。そのほか生物医学研究でも必要とされることが脅威となっている。商業的価値が高く、浅瀬に生息していて捕獲しやすいことから乱獲されやすく、乱獲により個体数が一定値以下になると、生物学的・個体群動態論的な脆弱さから繁殖ができなくなる恐れがある。 さらに、商業的に重要であるにも関わらず、その生態や個体群動態についてはまだまだ知られていないことが多い。これらの種の保全や持続可能な利用を図るための包括的な管理計画を定めることは必要不可欠であり、科学的な情報の欠如は間接的な脅威となっている。 生息環境の劣化や喪失もteatfishの減少の一因である。その原因としてはエルニーニョ現象などの気候変動や津波などの天災、海での爆発物や毒の使用、沿岸部の海洋汚染、沿岸部での土砂の堆積、その他多くの人為的影響などが挙げられる。
利用と取引	ナマコは主にアジアで高級食材として取り扱われるほか、1990年代後半から、生物医学研究材料や観賞用というさらなるマーケットが出現した。 ナマコの取引は種が区別されていないことが多いため、ナマコ全種の取引についてみると、中国ほかアジアの市場での需要が高く、香港やシンガポール、台湾を経由してアジア各国に輸出されている。市場で取り扱われるナマコの多くは、乾燥された熱帯性のナマコであり、パプアニューギニア、ソロモン諸島、フィジー、オーストラリア、スリランカ、モルディブおよびインドなどが主要な産出国である。 ナマコ漁はここ25年で劇的に増加しており、世界のナマコの漁獲量は1983年頃は25,000tと推定されるが、1990年代初頭には120,000tとなった。ナマコを輸出する国も、1989年に25カ国だったものが2005年には78カ国と、増加している。ナマコの密猟は歴史が古く、またアジア太平洋、インド洋の広範囲で行われているが、違法・無報告・無規制漁業の特徴から取引量や取引額は不明である。
取引の影響	ナマコ取引に対する国際的な需要が、teatfishの個体数を著しく減少させる主要要因となっている。ナマコの個体数は、ナマコが過剰搾取されている国々で減少しており、過剰搾取が行われた場所のナマコの個体数が回復するには、全く漁を行わない状態で最大50年間かかる可能性があるとする研究もある。特にteatfishは商業的価値が高く、非常に需要があるため、そのことが絶滅のリスクを高めている。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119_d/E-CoP18-Prop_draft- Holothuria-fuscogilva_H-nobilis_H-whitmaei.pdf

提案番号	54
対象種	Pterocarpus tinctorius (インドカリン属の1種)
提案概要	P. tinctoriusを附属書Ⅱに掲載する
提案国	マラウィ
生育地	アフリカの270万kmに及ぶ広大な熱帯季節林・熱帯乾燥林からなるミオンボ林帯に生育する。
生育数	シタン材を産するインドカリン属およびツルサイカチ属の種は90%が減少傾向にあるとされる。 <i>P. tinctorius</i> は現在局地的に利用されているが、近年多くの木材生産企業が本種の木材生産を開始しており、個体数は減少していくと予測されている。
脅威	最大の脅威は過剰な伐採であり、それには国際取引のための合法的な伐採も、蔓延した 違法伐採も含まれる。他のアフリカのローズウッドを産する樹種の個体数が減少し、保護 が強化されるにつれ、P. tinctorius への需要が高まっている。その他、気候変動による乾 燥化や森林火災なども脅威として挙げられる。
利用と取引	本種は丸太や木材として加工され、アフリカから中国やベトナムに輸出される。本種の原 産国から中国への違法取引も多い。大西洋側のアンゴラ、ナミビア、南アフリカを経由する 場合もあれば、太平洋側のタンザニアやモザンビークを経由する場合もある。
取引の影響	2010年以降、本種の自生する国々では国際取引のために急激に個体数が減少していると 予測されている。この傾向が止まらなければ、本種の減少の影響は生態系におけるもの だけではなく、本種を利用する地域コミュニティにも多大な影響を与えることとなる。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119 d/E-CoP18-Prop draft- Pterocarpus-tinctorius.pdf

提案番号	55
対象種	ケープアロエ
提案概要	ケープアロエを附属書 II に掲載し、各種部位の例外を記載する注釈4のf)にケープアロエの種名を追加する
提案国	南アフリカ
生育地	ケープアロエは南アフリカとレソトに分布する。南アフリカでは西ケープ州と東ケープ州およびフリーステート州に分布し、かつてはクワズール・ナタール州にも分布していたという記録がある。
生育数	2003年には個体数が10万個体と推定された。1994年には約1千万個体の葉から抽出された推定400tの抽出液が生産されていたため、2003年よりもはるかに個体数は多かったと思われる。2014年に資源量評価が実施されたが個体数を推定することはできなかった。東ケープ州では採集圧により特定の地域で本種が絶滅しており、特にキングウィリアムズタウン周辺で減少している。西ケープ州では本種の個体数は増加していると思われている。
脅威	乱獲や葉の採取時に親株を枯らしてしまうことで、地域的な絶滅が起きている場所がある。乱獲は地域的なものであるとはいえ、長期的には個体群の持続を不確かなものとする。生育地の喪失や劣化も種の生育に影響を与える。地表を覆う植物が減少することで乾燥化が進み、火災が起きやすくなり、本種の個体群が影響を受けることも分かっている。
利用と取引	葉からの抽出物が健康ドリンクや化粧品の原料として広く世界中で利用されている。本種が自生する南アフリカやレソトでは長年伝統的な医薬品として利用されてきた。ケープアロエは南アフリカの主要な輸出品であり、またワシントン条約附属書掲載種からの産品のうち付加価値が高い商品のトップ3に入っており、南アフリカにもたらす多大な利益をもたらしている。2004~2013年の間の輸出先は上からドイツ、イタリア、日本、アルゼンチンであった。密輸に関する情報はほとんどない。
取引の影響	国内需要は国際的な需要に比べて限定的なものであると考えられており、本種の収穫と 国際取引は現在のところ有害ではないことが明らかにされている。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/020119_d/E-CoP18-Prop_draft- Pterocarpus-tinctorius.pdf

翻訳協力(50音順)

伊川 次郎、蛯名 郁矢、オダウド(中浜) 陽子、熊倉 健司、コスキー・福田 志保、清水 香芳、田川 綾子、長井 美有紀、日高 穂香、ピーターソン 美絵子、堀込 奈穂子、山口 華菜、吉行 芙美子

CITES CoP18 附属書改正提案最新URL: https://cites.org/eng/cop/18/prop/index.php * 為替レートは1ドル109.34円(2019年6月3日の東京三菱UFJ銀行為替相場)で算出。